

プロ野球を観戦しませんか

障がいがある方とその介助者を無料招待します

区内企業リンテック(株)との共催により、東京ドームで行われるプロ野球公式戦(東北楽天ゴールデンイーグルス対オリックス・バファローズ戦)に、障がいがある方とその介助者を招待します。

▶**とき**＝7月4日(火)18時から※16時にA都営三田線「高島平」または16時15分にBグリーンホール出発(21時頃に東京ドームを出発し、AまたはBで解散)。※往復貸切バス(リフト付き)利用※食事付き(希望者のみ)

▶**対象**＝区内在住の小学生以上で、障がいがある方(小学生は介助者同伴)※リンテック(株)の社内報などに掲載する写真の撮影・使用にご了承いただける方

▶**定員**＝140人(抽選)※内野指定席・車いす席(若干数)※障がいがある方1人につき介助者1人まで▶**申込**＝5月31日(必着)まで、はがきで、リンテック(株)社会貢献分科会野球観戦係(〒173-0001本町23-23)※申込記入例(8面)の項目と緊急連絡先、車いす利用の場合はその全長・幅・高さ、バスの乗車希望場所(AまたはB)、食事希望の有無(希望する場合は弁当・サンドイッチの別も)を明記。介助者同伴の場合は介助者分も明記。手話通訳が必要な方はその旨を明記。※当選者には、6月下旬までに、通知を送付。



問 合

障がいサービス課福祉係
☎3579-2362 ☒3579-2364

地震から家・命を守ろう

建築物の耐震化に要する費用を助成します

区では、災害に強い安全なまちづくりをめざし、地震による建築物の倒壊や人的被害を最小限にとどめるため、建築物の耐震化に要する費用を助成しています。ぜひ、ご活用ください。

問 合

建築安全課建築耐震係☎3579-2554

木造住宅に対する助成

昭和56年5月31日以前に建てられた2階建て以下の木造住宅(条件により併用住宅・木造アパートを含む)などを対象に、次の助成を行っています。

A耐震診断費用

▶**助成金額**＝費用の2分の1(上限10万円)※65歳以上の方・障がいがある方などは費用の3分の2(上限13万円)※区が指定する特定地域内(木造密集地域など)の場合は費用の5分の4(上限16万円)



B耐震計画などの費用

▶**対象建築物**＝耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された▶**助成金額**＝費用の3分の2(上限5万円)

C耐震補強工事費用

▶**対象建築物**＝次の全ての要件を満たす
●耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された
●耐震診断の結果が反映された耐震計画がある
●建築基準法における重大な違反がない
▶**助成金額**＝費用の2分の1(上限75万円)※65歳以上の方・障がいがある方などは費用の3分の2(上限100万円)

D耐震シェルターなどの設置工事費用

▶**対象建築物**＝耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された▶**助成金額**＝費用の2分の1(上限15万円)※要介護認定3～5・身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方は費用の10分の9(上限30万円)

E除却工事費用

▶**対象建築物**＝耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された▶**助成金額**＝費用の3分の1(上限50万円)



A～Eいずれも

▶**対象**＝次の両方の要件を満たす方
●建築物を所有する個人である
●住民税などを滞納していない
※Dは建築物に居住している・65歳以上の方または障がいがある方が同居している・世帯全員の所得の合計額が200万円以下の要件も必要

F建替工事費用

▶**対象**＝次の全ての要件を満たす方
●耐震診断を受けた建築物の所有者または所有者の2親等以内の親族で、新築の建築物に居住する
●65歳以上の方または障がいがある方が同居している
●住民税などを滞納していない
▶**対象建築物**＝次の全ての要件を満たす
●区が指定する特定地域内(木造密集地域など)にある
●耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された
●新築する建築物の計画が、まちづくりに寄与する
▶**助成金額**＝建替工事に要する費用(上限100万円)



A～Fいずれも

※このほかにも要件あり。詳しくは、お問い合わせください。

非木造建築物に対する助成

G耐震化アドバイザーの派遣

建築士などのアドバイザーを派遣し、耐震化に関する相談・情報提供などを行います。対象など詳しくは、お問い合わせください。

H耐震診断費用

▶**対象建築物**＝昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、耐震診断を実施し、区が指定する機関で評価を受けた▶**助成金額**＝費用の3分の2(上限200万円)

I耐震補強設計費用

▶**助成金額**＝費用の3分の1(上限100万円)

J耐震改修工事費用

▶**助成金額**＝費用の約15%(上限2000万円)

I・Jいずれも

▶**対象建築物**＝昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、次の全ての要件を満たす
●建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める特定建築物(マンション・店舗・事務所など)
●延べ面積1000㎡以上・地上3階建て以上
●耐震診断の結果、耐震補強が必要とされ、耐震補強設計の評価を受けた
●Is値(構造耐震指標)が0.6相当以上の設計である

H～Jいずれも

※1㎡あたりの単価の上限あり※分譲マンションは管理組合の総会決議が必要



ブロック塀などの撤去・新設費用の助成

▶**対象**＝次の全ての要件を満たす塀
●区内のコンクリートブロック造・万年塀・大谷石積など
●道路に面している
●高さが1.2m(または擁壁含め2.2m)以上である
●区が危険性があると確認した
▶**助成金額**
A撤去…1㎡につき3万円(上限30万円、角地は45万円)
B新設…1㎡につき2万円(上限30万円)
※Aを受けたものに限る。※木塀加算あり
※申請方法など詳しくは、お問い合わせください。